

が行われますので、全ての項目について記載をしてください。

なお、記載すべき内容が所定の行に収まらない場合には、要点を所定の行内に記入した上で別紙を追加してください。

年は和暦で記入してください。

3. 参考資料の添付

可能な範囲で、活動の状況をまとめた概要図（2枚程度にまとめたもの。いわゆるポンチ絵）、利用者等の評価や地域での貢献度合いが分かる資料（新聞・雑誌記事及びアンケート調査結果等）及び活動を行っている際の写真・画像（7枚～10枚程度）を添付（写真・画像の場合はワードの様式1又は2に貼りつける）してください。

また、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーの被表彰候補においては、可能であれば候補者本人の自発性が分かる関係資料（作文等）についても添付してください。

※ 活動を行っている写真・画像には「〇〇〇の（活動）の様子」など、何の活動か分かるように脚注をつけてください。また、個人の場合には、被推薦者が被写体となるよう留意願います。

※ 添付する写真・画像については、著作権等の問題が生じないものとし、提出時はワードファイルの推薦調書の該当頁に貼りつけてください（解像度は低いものとし、全体の容量を抑えてください）。その後、審査の過程で必要が生じたものや広報資料として用いる可能性のあるものについてのみ、後日内閣府より解像度の高い電子データの提供を依頼します。その際は直ちに提供できるようお願いいたします。

4. 提出部数・形式等

推薦調書に、所要の資料を添付して、正副2部を送付（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））していただくとともに、同内容を 下記のメールアドレス（2箇所）へ送信願います。なお、推薦調書（様式1及び2）については編集可能なワードファイルとし、PDFでの送信は避けてください。

なお、送付する資料については、公文を除き全てA4版・縦・両面・カラー（カラー該当頁の場合）で統一し、被推薦候補者毎にクリップ止め（ホッチキス止めはしない）とし、クリアファイルに入れてください。

資料として冊子等を添付する場合も、冊子をそのまま添付するのではなく、該当頁のみ（冊子名等がわかるようにする）上記の形式に整理してから提出してください。

選考委員等に推薦調書をコピーして渡す必要があることから、形式は厳守願います。

複数の部局で作業をする場合は、提出にあたってはいわゆる窓口部局で取りまとめを行い、提出（送付・メール送信の両方とも）してください。窓口部局以外からの提出は避けてください。

※メール送信する際の注意は以下によります。

- ・メール文のタイトルは「令和2年度・表彰・（推薦団体名）」としてください。
- ・添付するファイル毎にタイトル「（応援団子供・若者、応援団子育て・家族支援、オブザイヤー）・（被表彰候補者名）」をいれてください。
- ・容量が多く分割する場合は、タイトルに1/〇等をいれて分割していることがわかるようにしてください。

5. 推薦後の予定

被表彰者は、選考委員会における選考審査を経た上で、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（青少年育成・少子化対策）が決定することになっています。表彰式は、令和2年11月（子供・若者育成支援強調月間）を予定しています。

6. その他の留意点

(1) 内閣総理大臣表彰の受賞者

既に内閣総理大臣表彰を受賞（他の表彰事業での受賞も含む）した活動については、本表彰の対象とはなりません。

※推薦に当たって内閣総理大臣表彰の受賞歴の有無を必ず確認してください。

(2) 大臣表彰の受賞者

既に大臣表彰を受賞（他の表彰事業での受賞も含む）している活動については、受賞から10年度（受賞年度を含む）を経過し、極めて優良な活動を行っていることが明らかである場合、内閣総理大臣表彰の被表彰候補として推薦することが出来ます。この場合、推薦調書には受賞後に取り組んだ優良な功績を具体的に記入してください。

※本年度であれば平成22年度以前の大臣表彰受賞者を対象とします。それ以降に大臣表彰を受賞している場合は、今年度の本表彰の対象となりませんので、受賞歴は必ず確認をしてください。

※ここでいう大臣表彰とは、内閣総理大臣表彰を除く全ての大臣表彰（文部科学省や農林水産省等内閣府以外の表彰事業での受賞も含む）を対象とします。

(3) チャイルド・ユースサポート章の受章者

過去に「チャイルド・ユースサポート章」を受章した者のうち、受章から5年度（受章年度を含む）を経過し、優良な活動を行っていることが明らかである場合、再び被表彰候補として推薦することが出来ます。この場合、推薦調書には受章後に取り組んだ優良な功績を具体的に記入してください。

※本年度であれば平成27年度以前のチャイルド・ユースサポート章受章者を対象とします。

(4) 被表彰候補者が上位団体のある下位団体等に該当する場合は、推薦に当たり上位団体（全国団体までの各階層の団体。以下（4）内においては同じ）の同意を得てください。また、下位団体の功績を上位団体においてどのように位置づけ、推薦に至ったのか、添付資料にその旨を添付してください。

(5) 被表彰候補者が団体に属する個人の場合は、推薦に当たり属する団体（上位団体がある場合は全国団体までの各階層の団体を含む。以下（5）内においては同じ）の同意を得てください。また、所属団体の活動と個人の功績を団体においてどのように位置づけ、個人の推薦に至ったのか、添付資料にその旨を添付してください。

(6) 過去に推薦歴がある場合は、直前の推薦と比較して、どのような相違があるのか、添付資料にその旨を添付（A4版・縦・ワードファイル1枚程度）してください。

(7) 過去の推薦状況は添付されている資料を、受賞（章）状況は内閣府ホームページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>

(8) 推薦に当たっては、候補者が、社会生活等において、表彰を受けるに相応しい社会的評価を受けているか否かについて十分な確認をお願いいたします。

【本件提出先】

○書類提出先（送付先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年企画（啓発）担当
〒100-8941 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 8 階

○電子データ提出先（必ず両アドレスに提出してください）

・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年企画（啓発）

メール：youth-kensyu@cao.go.jp

・内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）

メール：syoushika.kouhou@cao.go.jp

表彰に関する活動の対象

この表彰は、それぞれ次のような活動例が対象となりますので、幅広く候補者の発掘に努めていただき、本表彰の趣旨にふさわしい他の模範となるような活動の推薦をお願いいたします。

【子供と家族・若者応援団表彰】

子供・若者育成支援部門

1 すべての子供・若者の健やかな成長を支援

A 子供・若者の自己形成支援に関するもの

- 環境学習、持続可能な開発のための教育の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作活動等の様々な体験活動の機会を提供する活動
- 異世代間交流や地域間交流活動等の多様な機会を提供する活動
- 食育を推進する活動
- 主権者意識や消費者意識を推進する活動 等

B 子供・若者の社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労等支援に関するもの

- ボランティア活動の機会を提供する活動
- 留学生等との異文化交流を行う等の国際交流活動
- キャリア教育、職業教育の充実に向けた活動（学校、地元産業界、保護者等が連携した地域における職場体験やインターンシップなど）
- 矯正施設を出所した若者に対する就労支援活動 等

2 困難を有する子供・若者やその家族を支援

C 困難を有する子供・若者等の支援に関するもの

- ニート等の若者に対する職業的自立支援活動
- ひきこもり等の若者に対する相談・自立支援活動
- ひきこもり等の若者の職業的自立に向けた就労支援
- ひきこもり等の若者の家族に対する支援
- 不登校の子供に対する相談活動
- 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援活動
- 障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた支援活動
- 非行少年やその家族に対する相談活動
- 街頭補導活動による非行防止活動
- 薬物依存者やその家族に対する立ち直りを支援する活動
- 奨学金の給付等の経済的支援活動
- 外国人児童生徒等に対する日本語の習得、学習指導等支援活動
- 定住外国人の若者に対する就労支援活動
- 子供の貧困対策に関する活動 等

D 子供・若者の被害防止・保護に関するもの

- フィルタリングの利用促進、保護者・家庭への支援、教育啓発等インターネット

の適切な利用に関する活動

- 子供・若者の自殺の防止に関する活動
- 子供・若者の性被害の防止に関する活動
- 登下校防犯パトロール等の子供を犯罪被害から守るための活動
- 児童虐待の未然防止、早期発見等のための相談活動
- 交通遺児、自死遺児、犯罪被害者等の支援活動 等

【子供と家族・若者応援団表彰】

子育て・家族支援部門

3 多様な連携による子育て支援活動

E 保育、医療、障害者支援

- 地域のニーズに対応した利用者支援事業、一時預かりなど多様な保育を行う活動（企業所内託児施設の地域の子どもの受け入れを含む）
- 障害のある子供や外国人の子供相談など様々な課題を抱える子供の家族への支援活動
- 医療機関による子育て相談や情報の提供を行う活動 等

F 子育て支援の拠点活動等の充実

- つどいの広場など、地域の子育て拠点を推進する活動
- 空き店舗等を利用した子供居場所づくりの推進
- 子育て中の親の居場所づくりの推進
- 子育て相談や情報の提供を行う活動
- 子育て支援を行うNPOや育児・子育てサークル等の設立を支援する活動
- 親子で参加する交流行事等を実施する活動
- 子育て家庭を対象とした企業のCSR（企業の社会貢献）における子育て支援活動 等

4 男性も女性も仕事と生活が調和できる社会

G 働き方の見直しや仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

- 企業・団体等における「男の産休」取得を支援・促進する活動
- 長時間労働を是正するワーク・ライフ・バランスを推進する活動（従来のテレワークや短時間勤務等を利用して多様な働き方ができるワーク・ライフ・バランスを推進する活動、従業員に対する保育費用の助成や企業所内託児施設の整備など育児を支援する活動及び仕事と育児の両立を支援する取組を推進する活動を含む）
- 子育て中の母親の就労支援等を行う活動
- 男性が配偶者の出産直後の休暇を取得しやすい環境整備を推進する活動
- 産休・育休等の長期休業からの円滑な復帰を支援する活動
- 妊娠・出産を機に退職した方に向けた再就職支援活動 等

H 結婚・妊娠・出産を支援する取組を推進する活動

- 個人の結婚の希望を叶えるため、地域での結婚に向けた支援を行う活動
- 妊娠・出産時の妊産婦や配偶者への相談を行う活動
- 中高生等、若い世代への妊娠・出産に関する情報提供を行う活動
- 学生、社会人等にロールモデルの提示、体験・交流活動等を通してライフデザインを考える機会を提供する活動
- 若い世代の結婚や子育てに対する不安感・負担感を軽減する取組を推進する活動 等

【未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー】

- 地域や社会の課題に取り組み、成果をあげている活動
- 地域の環境問題を解決するための活動
- 地域や行政と連携したまちづくり活動
- 持続可能な開発のための教育の視点を踏まえた活動
- 地域行事への参画・参加、郷土芸能の継承活動などを通じ地域を活性化する活動
- 社会貢献活動を行う団体のリーダー等として後輩を指導する活動
- 障害者や定住外国人等が自らの経験をいかし、同じ困難を有する子供・若者や家族を支援する活動
- 価値観や経験、悩みを共有する同世代による相談活動（ピア・カウンセリング）
- インターネット利用に関しての正しい利用法の普及活動 等

子供と家族・若者応援団表彰実施要綱

平成22年5月27日
内閣総理大臣決定
平成26年4月11日
一部改正
平成27年4月30日
一部改正

1 目的

この表彰は、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は個人を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

2 表彰の対象

次の活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 前項(1)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(青少年育成)
- (3) 前項(2)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

4 表彰の方法

表彰状及び副賞

5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6 被表彰者の決定

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(青少年育成)及び内閣府特命担当大臣(少子化対策)は、関係府省、都道府県、指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、定める。

附 則

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱(平成19年8月25日内閣総理大臣決定)は、廃止する。

未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱

〔平成28年2月18日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1 目的

この表彰は、子供や若者が、地域や社会の輝く未来に向けて行った社会貢献活動において、顕著な功績があった個人又は団体を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

2 表彰の対象

社会貢献活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった個人又は団体

3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣（青少年育成）

4 表彰の方法

表彰状及び副賞

5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6 被表彰者の決定

内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（青少年育成）は、関係府省、都道府県及び指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定める。

附 則

- 1 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）は、廃止する。
- 2 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、平成27年度に推薦された者については、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱（平成28年2月18日内閣総理大臣決定）に基づき推薦された者とみなす。

子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業実施要綱

平成22年5月27日
内閣府特命担当大臣決定
平成26年4月11日
一部改正
平成27年4月30日
一部改正

1 目的

我が国の全ての子供・若者が健やかな成長を遂げるためには、子供・若者や子育てを担う家族に対して、政府はもとより、学校、職場、地域等それぞれが役割を分担しながら適切に支援していくことが求められる。

そこで、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動を広く紹介することにより、同様の活動を行っているものやこれから行おうとするものの参考に供することとする。

2 紹介の対象

次の活動に取り組み、広く社会に紹介するに足ると認められる企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

3 紹介事例の決定等

- (1) 紹介事例は、「子供と家族・若者応援団表彰実施要綱」（平成22年5月27日内閣総理大臣決定）に基づき関係府省等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、2（1）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（青少年育成）が、2（2）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（少子化対策）が、決定する。
- (2) 紹介事例の選考に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が行う。

4 紹介の方法

内閣府は、内閣府ホームページへの掲載等により、紹介事例の広報・啓発を行うものとする。

5 盾の授与等

内閣府特命担当大臣は、紹介の対象となった者に対し、「チャイルド・ユースサポート章」として、記念の盾を授与するとともに、その趣旨を記した書状を交付する。

6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、別に定めるものとする。

子供と家族・若者応援団表彰の具体的実施方法について

平成 22 年 5 月 27 日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)決定
平成 23 年 3 月 28 日
一部改正
平成 26 年 4 月 11 日
一部改正
平成 27 年 4 月 30 日
一部改正
平成 28 年 4 月 28 日
一部改正
平成 30 年 10 月 5 日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)決定
子ども・子育て本部統括官決定
一部改正

子供と家族・若者応援団表彰実施要綱（平成 22 年 5 月 27 日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）第 8 項に基づき、子供と家族・若者応援団表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第 2 項各号のいずれかに該当すると考えられる企業、団体又は個人とする。

2 推薦の手続

(1) 関係府省、各都道府県、指定都市等は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。

(2) (1) の推薦件数は、第 4 項 (2) に定める部門を通じ、企業、団体又は個人を合わせ、6 件以内とする。

(3) 推薦に当たっては、以下の点を考慮することとする。

・関係府省が推薦する対象は、その取組が当該府省の所掌に関するものであつ

て、原則として、その取組の範囲及び効果が、全国又は複数の都道府県に及ぶものとする。

- ・都道府県及び指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとする。
- ・原則として、活動の実績が5年以上あり、かつ、当該活動が将来にわたり継続されることが見込まれるものとする。

(4) 推薦に際しては、第4項(2)に定める部門のいずれに該当するかを明示するとともに、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、関係大臣、都道府県知事、市町村長又はこれらに準ずる者等から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

3 子供と家族・若者応援団表彰選考委員会

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)は、子供と家族・若者応援団表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰者の案を作成する。

(2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において処理する。

4 表彰の種類及び対象

(1) 内閣総理大臣表彰

極めて顕著な功績があったと認められる者

(2) 内閣府特命担当大臣表彰

特に顕著な功績があったと認められる者とし、その種類及び対象は、次に掲げるものとする。

① 子供・若者育成支援部門

子供・若者を育成支援する活動

② 子育て・家族支援部門

子育てと子育てを担う家族を支援する活動

5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は5件程度、内閣府特命担当大臣(青少年育成)による表彰(子供・若者育成支援部門)及び内閣府特命担当大臣(少子化対策)による表

彰（子育て・家族支援部門）は、合わせて15件から30件程度とする。

附 則

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰推薦要領（平成19年8月30日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）及び「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰選考要領（平成19年8月30日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）は、廃止する。

未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーの具体的実施方法について

平成28年2月18日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)決定
平成28年4月28日
一部改正

未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱（平成28年2月18日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）第8項に基づき、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーの実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第2項に該当すると考えられる個人又は団体（特定非営利活動法人及び任意団体を含む。以下同じ。）とする。

2 推薦基準

個人及び団体の推薦に当たっては、次の基準を満たしているものとする。

(1) 個人

ア 継続的に子供・若者が行う活動で、社会福祉活動等公共の生活又は地域社会に貢献する活動（以下「社会貢献活動」という。）を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の子供・若者の模範として特に賞すべきものであること。

イ 社会貢献活動期間（個人活動、団体活動を問わない。なお、複数の社会貢献活動を同時に行っている場合は、いずれか一つの活動について期間計算する。）が原則として3年間以上あり、現在も継続していること。

ウ 表彰年度において、年齢がおおむね10歳からおおむね30歳未満までの間にあること。

エ 学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

(2) 団体

ア 社会貢献活動を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の団体の模範として特に賞すべきものであること。

イ 社会貢献活動期間が原則として5年間以上あり、かつ、当該活動が現在も継続していること。

ウ 表彰年度において、構成員の大部分の者の年齢がおおむね6歳からおお

むね30歳未満までの間にあること。

エ 構成員の学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

3 推薦の手続

(1) 関係府省、各都道府県、指定都市等は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。

(2) (1) の推薦件数は、個人及び団体を合わせ、3件以内とする。

4 未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー選考委員会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）は、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰者の案を作成する。

(2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は2件程度、内閣府特命担当大臣（青少年育成）による表彰は、10件程度とする。

6 表彰方法等

表彰は、原則として、「子ども・若者育成支援強調月間」中に表彰式を行い、表彰状を授与して行う。

附 則

社会貢献青少年表彰の具体的実施方法について（平成22年5月27日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）は、廃止する。

子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業の具体的実施方法について

平成22年5月27日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)決定
平成23年3月28日
一部改正
平成26年4月11日
一部改正
平成27年4月30日
一部改正

子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）第6項に基づき、同事業の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業選考委員会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）は、子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

（1）選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市及び全国青少年育成県民会議連合会から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、紹介事例の案を作成する。

（2）選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

（3）選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

「子供と家族・若者応援団表彰」等推薦団体別推薦状況（平成29～令和元年度）

推薦団体	「子供と家族・若者応援団表彰」															「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」																				
	29年度						30年度						元年度						29年度		30年度		元年度													
	合計	子供・若者育成支援部門			子育て・家族支援部門			合計	子供・若者育成支援部門			子育て・家族支援部門			合計	子供・若者育成支援部門			子育て・家族支援部門			団体	個人	団体	個人	団体	個人									
		企業	団体	個人	企業	団体	個人		企業	団体	個人	企業	団体	個人		企業	団体	個人																		
1 北海道	6	3	1	2	3	3	6	3	1	2	3	3	5	2	2	3	3	1	1	2	2	1	1													
2 青森県	1	0			1	1	4	2	2	2	2	2	1	1	1	0		2	1	1	2	2	0													
3 岩手県	0	0			0		1	1	1	0			3	2	2	1	1	2	2	0		1	1													
4 宮城県	0	0			0		0	0		0			1	1	1	0		1	1	0		0														
5 秋田県	2	0			2	2	2	1	1	1	1	1	3	0		3	3	0		0		0														
6 山形県	1	1	1		0		2	2	2	0			1	1	1	0		1	1	1	1	0														
7 福島県	1	0			1	1	1	0		1	1	1	0	0		0		1	1	1	1	0														
8 茨城県	0	0			0		2	2	2	0			0	0		0		0		0		0														
9 栃木県	2	2	1	1	0		0	0		0			0	0		0		1	1	2	2	3	1	2												
10 群馬県	1	1	1		0		2	2	2	0			0	0		0		0		1	1	0														
11 埼玉県	3	3	2	1	0		6	5	3	2	1	1	4	4	2	2	0	0		0		2	2													
12 千葉県	1	1	1		0		2	1	1	1	1	1	0	0		0		1	1	1	1	0														
13 東京都	6	5	3	2	1	1	4	3	1	2	1	1	5	4	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1											
14 神奈川県	4	0			4	4	5	1	1	4	4	4	1	0		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
15 新潟県	1	1	1		0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
16 富山県	0	0			0		1	1	1	0			0	0		0		0		0		0														
17 石川県	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
18 福井県	5	2	1	1	3	3	3	2	1	1	1	1	2	2	1	1	0	2	1	1	2	1	1	2	1	1										
19 山梨県	0	0			0		0	0		0			0	0		0		1	1	1	1	0														
20 長野県	1	1	1		0		1	0		1	1	1	2	1	1	1	1	3	3	1	1	0														
21 岐阜県	3	1	1		2	2	1	0		1	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0														
22 静岡県	1	1		1	0		0	0		0			2	2	1	1	0	1	1	1	1	0														
23 愛知県	6	3	2	1	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	1	1	1	1	1	1	1											
24 三重県	1	0			1	1	0	0		0			0	0		0		0		1	1	0														
25 滋賀県	0	0			0		1	1	1	0			1	1	1	0		0		1	1	0														
26 京都府	5	2	2		3	2	3	2	2	1	1	1	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
27 大阪府	3	2	1	1	1	1	3	3	2	1	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0														
28 兵庫県	3	2	2		1	1	3	0		3	1	2	2	0		2	1	1	0		0		1	1												
29 奈良県	0	0			0		0	0		0			1	0		1	1	0		0		0														
30 和歌山県	0	0			0		4	1	1	3	1	1	0	0		0		0		0		0														
31 鳥取県	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		1	1	0														
32 島根県	2	1	1		1	1	0	0		0			1	0		1	1	0		0		0														
33 岡山県	3	3	2	1	0		6	5	2	3	1	1	2	1		1	1	0		0		0														
34 広島県	2	2	1	1	0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
35 山口県	4	1	1		3	3	4	1	1	3	3	3	2	0		2	2	0		0		0														
36 徳島県	0	0			0		0	0		0			1	1		1	0	1	1	1	1	1	1	1	1											
37 香川県	2	0			2	2	1	0		1	1	1	1	0		1	1	0		0		2	2													
38 愛媛県	2	1		1	1	1	0	0		0			1	1	1	0		3	3	3	3	3	3	3	3											
39 高知県	0	0			0		0	0		0			1	1	1	0		0		0		0														
40 福岡県	0	0			0		2	2	2	0			5	5	4	1	0	1	1	0		1	1													
41 佐賀県	0	0			0		1	1	1	0			1	1		1	0	0		1	1	0														
42 長崎県	4	2	2		2	2	4	2	2	2	1	1	3	2	2	1	1	1	1	0		0														
43 熊本県	1	1	1		0		2	2	1	1	0	0	0	0		0		0		1	1	0														
44 大分県	1	1	1		0		2	1	1	1	1	1	0	0		0		0		1	1	1	1	1	1											
45 宮崎県	2	1	1		1	1	0	0		0			0	0		0		0		0		0														
46 鹿児島県	1	1	1		0		1	1	1	0			0	0		0		0		0		1	1													
47 沖縄県	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		1	1													
① 札幌市	1	1	1		0		0	0		0			0	0		0		1	1	0		0														
② 仙台市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
③ さいたま市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
④ 千葉市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑤ 横浜市	0	0			0		0	0		0			2	2	2	0		0		0		0														
⑥ 川崎市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0		1	1											
⑦ 相模原市	0	0			0		0	0		0			1	1		1	0	0		2	1	1	0													
⑧ 新潟市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑨ 静岡市	2	1	1		1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0		0		0		0														
⑩ 浜松市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑪ 名古屋市	0	0			0		1	1	1	0			1	1	1	0		0		0		0														
⑫ 京都市	1	1	1		0		3	3	3	0			3	3	3	0		0		0		0														
⑬ 大阪市	2	2	2		0		2	2	2	0			0	0		0		0		0		0														
⑭ 堺市	0	0			0		1	1	1	0			0	0		0		0		0		0														
⑮ 神戸市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		1	1	0		0														
⑯ 岡山市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑰ 広島市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		1	1	0														
⑱ 北九州市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑲ 福岡市	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
⑳ 熊本市	0	0			0		1	0		1	1	1	0	0		0		0		0		0														
警察庁	1	1	1		0		0	0		0			0	0		0		0		0		0														
法務省	2	1	1		1	1	3	3	3	0			3	2	2	1	1	0		1	1	1	1	1	1											
外務省	0	0			0		0	0		0			0	0		0		2	1	1	0		0													
文部科学省	1	1	1		0		1	0		1	1	1	1	0		1	1	0		0		0														
(社)日本遊 行会	0	0			0		0	0		0			0	0		0		0		1	1	1	1	1	1											
全国商工会連 合会	0	0			0		0	0		0			1	0		1	1	0		0		0														
合計	91	53	0	39	14	38	7	31	0	95	60	0	43	17	35	7	26	2	72	47	0	33	14	25	3	22	0	33	30	3	36	34	2	28	23	5
内閣総理大臣表彰	4	2	2		2	2	4	3	3	3	1	1	3	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
大臣表彰	16	10	9	1	6	6	16	10	8	2	6	1	5	13	8	2	6	5	1	4	9	7	2	11	10	1	7	7	7	7	7	7	7	7		
CYS章	13	8	6	2	5	1	4	15	10	9	1	5	5	10	7	7	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	33	20	0	17	3	13	1	12	0	35	23	0	20	3	12	1	11	0	26	17	0	11	6	9	1	8	0	10	8	2	13					